

重要事項説明書

1 サービス提供責任者

担当のサービス提供責任者は、別紙1のとおりです。

行動援護についてのご相談、要望、苦情等があれば、お気軽にお申し付けください。

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会 東部支部	
事業所の所在地	福岡市博多区東光二丁目8番17号 古門ビル	
事業所の連絡先	電話 092-431-2444 / FAX 092-431-3000	
事業の目的	社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会（以下「事業所」といいます。）が行う行動援護事業（以下「サービス」といいます。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者（訪問介護員）が、ご利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。	
運営の方針	1. サービスの実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、ご利用者の意思決定の支援に配慮するように努め、また常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2. ご利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、ご利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 3. ご利用者本人の意志に反する異性介助がなされないよう、サービス提供に関するご本人の意向を把握し、訪問介護員等の選定を行うよう努めます。 4. サービスの実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅介護事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。	
提供する福祉サービスの内容	サービス種類	対 象
	行動援護	知的障がい者 障がい児 精神障がい者 難病患者等
通常の事業の実施地域	福岡市 東区・博多区	
サービス提供日	月曜日～土曜日 お盆（8月13日～15日）年末年始（12月30日～翌1月3日）を除く。	
サービス提供時間帯	8：00～20：00 ※それ以外の日時はご相談に応じます。	
営業日	月曜日～金曜日 8：30～18：30	
営業時間帯	※お盆（8月13日～15日）年末年始（12月30日～翌1月3日）を除く。 土曜日 8：30～18：00 ※サービス提供時間帯は、電話等により連絡可能です。	

3 事業所の職体制等

別紙1 に記載します。

サービス提供責任者及びサービスを提供する訪問介護員は、常に職員証を携帯し、初回訪問時やご利用者又はそのご家族等から求められたときは、いつでも職員証を提示します。また、訪問介護員を変更する場合は、サービス提供責任者から事前に連絡します。

4 サービスの内容

- (1) 行動上著しい困難を有し、常時介護を要するご利用者に対して、ご利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護（予防的対応等）、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、外出前後に行われる衣服の着脱介助など行動する際の必要な援助を行います。
- (2) 適切に支援を行うため、事前にご利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、行動援護計画、支援計画シート、支援手順書兼記録用紙を作成します。
- (3) サービスは、「行動援護計画書」に沿って計画的に提供します。

【留意事項1】

次のようなサービスは、行動援護のサービスとして提供することはできません。

- ① 通勤、営業活動等経済活動に係る外出の支援
- ② 社会通念上適当でないと認められる外出の支援(例：ギャンブル、飲酒を目的とした外出等)
- ③ 募金、宗教、政治的活動等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出の支援
- ④ 通年かつ長期にわたる外出の支援(例：通園、通学、施設・作業所への通所、短期入所を利用する際の送迎等)
- ⑤ 利用が認められない外出先が移動の起点・終点になる場合、一連の外出の中で一箇所でも利用が認められない外出先が目的地に含まれる場合(例：自宅から病院へ行き、病院から通所施設に行く場合等)
- ⑥ プールや温泉等施設の管理者がいる場所での援護(ただし食事・排せつ・移動の介助・着替えの介助を除く)
- ⑦ スポーツの指導や相手
- ⑧ 自転車での移動時の援護
- ⑨ 居宅内での家事援助
- ⑩ ご利用者以外の方のための介護
- ⑪ 医療行為(座薬挿入、ストマの管理、洗腸、摘便、吸引など)
- ⑫ 職業としての免許を必要とする行為(美容行為、あんま、マッサージなど)

【留意事項2】

契約書第4条及び第5条に規定する「生命・心身・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った」とは次のような行為をさします。

- ① 身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為 ※回避したため危害を免れた場合も含む
(物をなげる、蹴る、たたく、つねる、ひっかく、刃物を見せる・振り回すなど)
- ② 精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
(大声を発して威圧する、威圧的な態度で長時間話続ける、脅迫的な物言いをする、誹謗中傷するなど)
- ③ セクシャルハラスメント 性的な誘いかけ・いやがらせ、好意的態度の要求
(不必要に体をさわる・裸を見せる、性的な話をする・画像を見せる、不必要な接触を求めするなど)
- ④ 留意事項1に記載する総合支援法では提供できないサービスの提供を強要する、不当な金銭等の要求をする、不必要につきまとうなど

5 サービス利用に対する負担額

(1) ご利用者等からご負担いただくサービス利用に対する負担額(以下「利用料金」といいます)は次のとおりです。

① 総合支援法における利用料金(1ヶ月当たり)

区 分	説 明
費用(A)	サービス区分・利用時間・利用時間帯毎に国及び市町村が定めた基準額及び算定方法に基づき算出した金額となります。(別紙2 参照)
利用者負担割合(B)	1割
利用者負担上限月額(C)	市町村発行の受給者証に記載された額
自己負担額(D)	費用(A)×負担率1割(B)
区 分	説 明
利用料金請求金額(E)	原則、自己負担額(D)となります。 ※複数の障がい福祉サービスに係る自己負担額(D)が利用者負担上限月額(C)を超えた場合は、利用料金請求金額(E)は利用者負担上限月額(C)まで減額されます。 ※超えた部分については事業者が介護給付費として市町村に請求します。

② 総合支援法支給決定を受けた以外のサービスの利用料金(全額自己負担)

「障がい福祉サービス受給者証」で定められている支給量を超える利用にかかる費用はご利用者のご負担となります。

(2) その他の費用

ご利用者宅で、サービスを提供するために使用します水道、ガス、電気、電話等の費用につきましては、ご利用者のご負担となります。訪問介護員の付き添い中の交通費や施設入場料等(食事代を除く)については、利用者の負担となります。

6 サービスの利用の中止(キャンセル)

(1) ご利用者の都合でサービスの利用を中止(キャンセル)される場合は、できるだけサービス利用予定日の前日の午後6時までにご連絡ください。前日の午後6時以降のご連絡によるサービスの利用の中止(キャンセル)については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

ご連絡時刻	キャンセル料
サービス利用予定日の前日の午後6時まで	無 料
サービス利用予定日の前日の午後6時以降	別紙利用料金表の10%

(2) キャンセル料は、原則、利用料金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

7 連帯責任

保護責任者はご利用者と連帯して、本契約に基づいて生じる契約者の債務全般についての責を負っていただきます。

8 緊急時の対応方法

(1) 緊急時の対応

サービス提供にあたり、ご利用者の体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族等、主治医、救急機関等に連絡します。

(2) 事故発生時の対応

サービス提供にあたり、事故が発生した場合は、救急車の手配等必要な措置を行うとともに、すみやかに、ご家族等に連絡いたします。

医療機関	医療機関名		緊急連絡先	氏名	
	主治医氏名			続柄	
	連絡先			連絡先	

9 個人情報保護

事業者は、ご利用者及びそのご家族等の個人情報について下記のとおり取り扱わせていただきます。

(1) 収集及び利用する目的

当協会の居宅介護サービス・重度訪問介護サービス及びその他付随するサービス（以下、当該サービス）に関してご利用者へ、質の高いサービスを実施するために、個人情報を収集、利用させていただきます。

(2) 個人情報の範囲

〔ご利用者〕 氏名、性別、生年月日、住所、障がい名・等級等の身体障がい者手帳、療育手帳、居宅受給者証等に記載された情報、及び居宅介護計画・重度訪問介護計画に記載された情報等、ご利用者を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それによりご利用者を識別することができることとなる場合を含む）。

〔ご家族等〕 ご利用者の家族等の氏名、続柄、住所、連絡先、介護状況など、ご利用者を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それによりご利用者を識別することができることとなる場合を含む）。

(3) 個人情報を利用する範囲

当協会は、当該サービスの遂行に際し、居宅介護計画・重度訪問介護計画に沿って実施される他の居宅サービス事業者との連絡調整、医療機関や行政機関との会議、及び居宅介護請求事務等、上記1に掲げる利用目的に限って、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な関係組織で共同利用させていただく場合があります。その場合は、その目的、内容などの経過を記録し、適切に管理いたします。

10 相談窓口、苦情対応、人権擁護、虐待防止等の担当者

- (1) サービスに関する相談や苦情、人権擁護、虐待、身体拘束については、常設の窓口、担当者を設置し対応いたします。また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、必ず担当者に引き継ぐようにします。

事業者の窓口	担当者 : 管理者 今成 七夕美	TEL 431-2444/FAX 431-3000
--------	------------------	---------------------------

- (2) 次の公的機関においても苦情申出等ができます。

市町村の窓口	東区福祉・介護保険課	TEL 645-1067/FAX 631-2191
	東区健康課	TEL 645-1079/FAX 651-3844
	博多区福祉・介護保険課	TEL 419-1079/FAX 441-1701
	博多区健康課	TEL 419-1092/FAX 441-0057
公的団体の窓口	福岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会	TEL 915-3511/FAX 915-3512

1 1 虐待の防止・身体拘束禁止等

障害者等の人權の擁護、虐待の防止及び身体拘束禁止等のため、必要な体制の整備、対策検討委員会の開催、指針の整備等を行うとともに、訪問介護員等に対し研修を実施する等の措置を講じます。また支援に際し、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者等への身体拘束はいたしません。緊急やむを得ない理由により、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の方の心身の状況並びにその理由を記録します。

1 2 その他の重要事項

事 項	内 容
訪問介護員等への研修	ご利用者に満足していただけるサービスを提供するため、定期的に研修を実施します。（虐待防止・身体拘束禁止、感染症予防・まん延防止、ハラスメント防止等）
秘密の保持	サービスを提供する上で知り得たご利用者とそのご家族等の秘密や個人情報を厳守します。
損害賠償保険への加入	サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償をすみやかに行うため、損害賠償保険に加入します。
業務継続計画の策定等について	感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する支援を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。
感染症の予防及びまん延の防止について	事業所において感染症の発生、まん延防止のため、次の措置を講じます。 ①感染症の予防、まん延防止の対策を検討する委員会を実施します。 ②感染症の予防、まん延防止のための指針を整備します。 ③感染症の予防、まん延防止にかかる研修及び定期的な訓練を実施します。
そ の 他	1. サービス提供時での事故やトラブルを避けるため、訪問介護員は、カードや証書、印鑑等の取扱いはいたしかねますのでご了承ください。（ただし、家事援助サービスとして行う買物等に必要な少額の金銭の取扱いをいたします。） 2. 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

1 3 当協会の概要

事業者の名称	社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会	代表者役職・氏名	理事長 袈裟丸 政憲
事業者の所在地	福岡市西区内浜一丁目7番1号 北山興産ビル3階	電 話 番 号	092-894-5000
事業所数等	居宅介護・重度訪問介護 3ヶ所		

令和 年 月 日

契約の締結にあたり、上記のとおり説明しました。

(事業者) 名 称 社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会
所在地 福岡市西区内浜一丁目7番1号 北山興産ビル3階
代表者名 理事長 袈裟丸 政憲 印

(注) 「立会人」の欄には、ご利用者本人とともに契約内容を確認する方がいる場合に記載してください。なお、「立会人」は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、了承しました。

(ご利用者)
氏 名 _____ 印

(保護責任者) (立会人)
氏 名 _____ 印 氏 名 _____ 印